

整理番号：maruzenyakuhin-1

作成日：2022年8月18日

## 安全データシート（SDS）

### 1. 化学品及び会社情報

製品名：金竜スプレー

会社名：全国農業協同組合連合会

住所：東京都千代田区大手町一丁目 1-3-1 JAビル 33F

担当部門：耕種資材部

電話番号：03-6271-8285

FAX番号：03-5218-2536

緊急連絡番号：03-6271-8285

本製品に関するその他の情報については、次ページ以降の安全データシート(SDS)

「金竜スプレー」(株式会社エス・ディー・エス バイオテック作成)を参照してください。

作成：2011年7月 5日

改訂：2016年3月29日

## 製品安全データシート

### 1. 製品及び会社情報

製品名	金竜スプレー
製品コード	EZXC
会社名	株式会社エス・ディー・エス バイオテック
住所	東京都中央区東日本橋一丁目1番5号
担当部門	管理部環境安全・品質保証グループ
電話番号	(03)5825-5518
FAX 番号	(03)5825-5504
緊急連絡先	(03)5825-5518
奨励用途及び使用上の制限	捕虫製品（この用途以外の使用は不可）
整理番号	5801-01

### 2. 危険有害性の要約

#### GHS分類

##### (物理化学的危険性)

爆発物	分類対象外
可燃性又は引火性ガス	分類対象外
エアゾール	区分1
支燃性又は酸化性ガス	区分外
高压ガス	分類対象外
引火性液体	分類対象外
可燃性固体	分類対象外
自己反応性化学品	分類対象外
自然発火性液体	分類対象外
自然発火性固体	分類対象外
自己発熱性化学品	分類対象外
水反応可燃性化学品	分類対象外
酸化性液体	分類対象外
酸化性固体	分類対象外
有機過酸化物	分類対象外
金属腐食性化学品	分類できない

##### (健康に対する有害性)

急性毒性：経口	分類できない
急性毒性：経皮	分類できない
急性毒性：吸入（気体）	分類できない
急性毒性：吸入（蒸気）	分類できない
急性毒性：吸入（粉じん）	分類対象外
急性毒性：吸入（ミスト）	分類できない
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	区分2
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	区分2A

呼吸器感作性	分類できない
皮膚感作性	分類できない
生殖細胞変異原性	分類できない
発がん性	分類できない
生殖毒性	区分2
特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	区分2 (心臓)
特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	区分1 (中枢神経、末梢神経)
吸引性呼吸器有害性	分類できない

(環境に対する有害性)

水生環境有害性 (急性)	区分3
水生環境有害性 (長期間)	分類できない

GHSラベル要素

絵表示又はシンボル



注意喚起語

危険

危険有害性情報

極めて可燃性又は引火性の高いエアゾール  
 高压容器：熱すると破裂のおそれ  
 皮膚刺激  
 強い眼刺激  
 生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い  
 心臓の障害のおそれ  
 長期にわたる、又は反復ばく露による中枢神経、末梢神経の障害  
 水生生物に有害

注意書き 安全対策

熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。禁煙。  
 裸火又は他の着火源に噴霧しないこと。  
 加圧容器：使用後を含め、穴を開けたり燃やしたりしないこと。  
 使用前に取扱説明書を入手すること。  
 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。  
 保護手袋、保護眼鏡、保護面、保護衣を着用すること。  
 煙、ガス、蒸気、スプレーを吸入しないこと。  
 この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。  
 取り扱い後は手、眼をよく洗うこと。  
 必要なとき以外は、環境への放出を避けること。

応急措置

ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診断、手当を受けること。  
 気分が悪いときは、医師の診断、手当を受けること。  
 皮膚に付着した場合：多量の水で洗うこと。  
 皮膚刺激が生じた場合：医師の診断、手当を受けること。  
 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。  
 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレン

	ズを着用して容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
保管	目の刺激が続く場合：医師の診断、手当てを受けること。 日光から遮断し、50℃以上の温度にばく露しないこと。 施錠して保管すること。
廃棄	内容物、容器を法、条例に従って廃棄すること。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 [化学名]	混合物 [含有率(%)]	[化学式]	[官報公示整理番号] (化審法)	[CAS番号]
①ポリブテン	20.0%	$(C_4H_8)_x$	(6)-774	9003-27-4
②ヘキサン	20.0% (次の成分を含む)			
ノルマルヘキサン	12.4	$C_6H_{14}$	(2)-6	110-54-3
イソヘキサン	6.0~8.0	$C_6H_{14}$	(2)-6	107-83-5
③ジメチルエーテル及び液化石油ガス	60.0% (次の成分を含む)			
ジメチルエーテル	3.0~9.0未満	$C_2H_6O$	(2)-360	115-10-6
プロパン	25.6~31.6未満	$C_3H_8$	(2)-3	74-98-6
ノルマルブタン	22.4~28.4未満	$C_4H_{10}$	(2)-4	106-97-8
イソブタン				75-28-5
ノルマルペンタン	0.8未満	$C_5H_{12}$	(2)-5	109-66-0
イソペンタン				78-78-4

4. 応急措置

吸入した場合	被災者を空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。大量吸入したときは、酸素欠乏の措置を行うこと。必要に応じ、医師の診断、手当を受けること。
皮膚に付いた場合	凍傷を生ずる恐れがあるので、直ちに大量の水または微温湯で洗浄する。衣服類の上から汚染した場合は、直ちに身体から取り除き、同様に措置する。皮膚刺激が生じた場合は、医師の診断、手当を受けること。汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
眼に入った場合	水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。目の刺激が続く場合は、医師の診断、手当てを受けること。
飲み込んだ場合	口をすすぎ、無理に吐かせない。医師の診断、手当てを受けること。

5. 火災時の措置

消火剤	粉末消火剤、二酸化炭素、泡消火剤、水噴霧
使ってはならない消火剤	棒状水
特有の危険有害性	容易に発火するおそれがある。 加熱により容器が爆発するおそれがある。 火炎により刺激性、腐食性又は毒性のガスを発生するおそれがある。
特有の消火方法	安全に対処できるならば着火源を除去すること。 危険でなければ火災地域から容器を移動すること。 ガスなどの滞留しない風上から消火作業を行うこと。

消火を行う者の保護  
 裸火又は他の着火源に噴霧しないこと。  
 消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却すること。  
 火気に注意する。自給式呼吸器や化学用保護衣など適切な保護具を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項・保護具及び緊急時措置

液状の液化ガスが漏洩又は噴出している場所では、液化ガスを皮膚に付着させないように、適切な保護具を使用すること。  
 熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。  
 直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。  
 関係者以外の立ち入りを禁止する。  
 風上から作業する。

環境に対する注意事項

河川・湖沼等の水系に入らないようにする。

封じ込め及び浄化の方法及び機材

オガクズ、土砂等の吸収材に吸収させ、密閉できる空容器に回収する。  
 汚染した箇所を水、洗剤で洗い流し、汚水は排水処理を行う。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策

換気の良い場所で取り扱う。  
 電気機器類は防爆構造のものを用いる。  
 火気厳禁。  
 加圧容器は、使用後を含め、穴を開けたり燃やしたりしないこと。  
 消防法、高圧ガス保安法等の規則に従うこと。

安全取扱い注意事項

接触回避

吸い込んだり皮膚や眼に触れないよう、長袖の作業衣、保護手袋、保護マスク、保護眼鏡を着用して、風上から作業する。

衛生対策

取扱い後は手、顔などをよく洗い、うがいをする。

保管

安全な保管条件

直射日光を避け、適当な換気のある乾燥した冷暗所に保管する。  
 火気や熱源等の着火源から遠ざけ、50℃以上の温度にばく露しないこと。  
 引火性、発火性、可燃性物質及び酸化剤との混触を避ける。  
 施錠して保管すること。

8. ばく露防止及び保護措置

設備対策

防ばく型の局所排気装置の設置、又は全体の換気を適正に行う。

許容濃度

日本産業衛生学会

ノルマルヘキサン	40 ppm、	140 mg/m <sup>3</sup>	(皮膚吸収)
ブタン (全異性体)	500 ppm、	1200 mg/m <sup>3</sup>	
ペンタン	300 ppm、	880 mg/m <sup>3</sup>	

ACGIH (TWA)

ノルマルヘキサン	50 ppm
イソヘキサン	500 ppm
プロパン	1,000 ppm
ブタン	1,000 ppm

	ペンタン	600 ppm
保護具		
呼吸器用の保護具	有機ガス用防毒マスク、自給式呼吸器	
手の保護具	ゴム手袋、又は乾いた革手袋	
眼の保護具	側板付き普通眼鏡型、又はゴーグル型保護眼鏡	
皮膚及び身体の保護具	適切な作業衣、安全靴	
特別の注意事項	取扱い後は手、顔などをよく洗い、うがいをする。	

9. 物理的及び化学的性質

外観	無色透明液体 (エアゾール缶、噴射剤としてLPGガス使用)
臭い	無臭
pH	—
引火点	データなし
密度	データなし
溶解度	データなし

10. 安定性及び反応性

化学的安定性	常温、常圧で安定
避けるべき条件	加熱
危険有害な分解生成物	ジメチルエーテルは、光や空気の影響下で、爆発性過酸化物を生成することがある。 燃焼ガスには、一酸化炭素、二酸化炭素などが含まれる。

11. 有害性情報

急性毒性	経口 LD50	データ不足 (分類できない)
	経皮 LD50	データ不足 (分類できない)
	吸入 LC50 (4hr)	データ不足 (分類できない)
皮膚腐食性及び皮膚刺激性		区分2のノルマルヘキサンを10%以上含有する (区分2)
眼に対する重篤な損傷性又は刺激性		区分2Aのノルマルヘキサンを10%以上含有する (区分2A)
呼吸器感作性		データなし (分類できない)
皮膚感作性		データ不足 (分類できない)
生殖細胞変異原性		データ不足 (分類できない)
発がん性		データ不足 (分類できない)
生殖毒性		区分2のノルマルヘキサンを10%以上含有する (区分2)
特定標的臓器毒性 (単回ばく露)		区分2のイソブタン (心臓) を最大28.4%含有し10%以上となる可能性がある (区分2)
特定標的臓器毒性 (反復ばく露)		区分1のノルマルヘキサン (中枢神経、末梢神経) を1.0%以上含有する (区分1)
吸引性呼吸器有害性		区分1のノルマルヘキサンとイソペンタンを含有するが動粘性率が不明 (分類できない)

12. 環境影響情報

生態毒性				
魚毒性	コイ	96時間	LC50 :	データなし
その他	オオミジンコ	48時間	LC50 :	データなし
	藻類	72時間	ErC50 :	データなし

水生環境有害性(急性)は、区分2の成分を12.4~13.2%含有することから区分3とし、水生環境有害性(長期間)は、不明成分があることから「分類できない」とした。

その他                      ウズラ、マガモ                      LD50： データなし

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物の廃棄においては、関連法規ならびに地方自治体の規則を遵守し、適切に行うこと。空容器、空袋、汚染容器等の処理は、内容物を完全に除去し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(施行令第6条)等の関連法規ならびに地方自治体の規則を遵守し、適切に行うこと。これらの処理を委託する場合は、所轄の地方自治体の許可を得た一般(或いは、特別管理)産業廃棄物業者と契約を結んだ上、処理を委託すること。

14. 輸送上の注意

国際規制

国連番号(UN No.)      1950  
 品名(国連輸送名)      エアゾール  
 国連分類                  クラス2  
 容器等級                  ー

国内規制                  農薬取締法、労働安全衛生法、消防法、高圧ガス保安法、航空法、危険物船舶運送及び危険物貯蔵規則等の規則に従うこと。

輸送の特定の安全対策及び条件

容器が変形、破損しないように、水ぬれや粗暴な取扱い、高温の場所を避ける。

応急措置指針番号      126

15. 適用法令

法律	項目	ポリブデン	ヘキサ	ジメチルエーテル	プロパン	ブタン	ペンタン
労働安全衛生法	法第57条の2 通知対象物質		○			○	○
	法第57条の1 表示対象物質		○				
	施行令別表第1第5号 危険物 可燃性のガス			○	○	○	
	施行令別表第1第4号 危険物 引火性の物 有機則 第2種有機溶剤		○				○
化審法	第2種監視化学物質相当・優先評価化学物質		○				
PRTR法	第1種指定化学物質		○				
消防法	法第2条第7項 危険物別表第1 第4類引火性液体 特殊引火物						○
	第4類第1石油類 非水溶性液体 (危険等級Ⅱ)		○				
	政令別表第4 可燃性固体 (指定可燃物)	○					
船舶安全法	危規則第2,3条危険物告示表第1 高圧ガス			○	○	○	
	危規則第2,3条危険物告示表第1 引火性液体		○				○

法律	項目	ポリブデン	ヘキサ	ジメチルエーテル	プロパン	ブタン	ペンタン
航空法	施行規則第194条危険物告示表第1 高压ガス			○	○	○	
	施行規則第194条危険物告示表第1 引火性液体		○				○
海洋汚染防止法	施行例別表第1 有害液体物質 Y類物質	○	○				
港則法	高压ガス・引火性高压ガス			○			
大気汚染防止法	大気汚染物質		○	○			
高压ガス保安法	法第2条の3 液化ガス			○	○	○	
	一般高压ガス保安規則第2条の1 可燃性ガス			○	○	○	
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	法第2条 液化石油ガス				○	○	

#### 16. その他の情報

- ・危険・有害性の情報及び評価は必ずしも十分ではないので、取扱いには十分ご注意願います。
- ・記載の注意事項は通常の実施を前提とした参考情報です。取扱いの際は用途に適した安全対策を実施のうえご利用ください。
- ・記載内容は、現時点で入手できる資料、情報、データに基づいており、新しい知見、法令の改正等により改訂されることがあります。
- ・記載内容は、情報提供であって保証内容ではありません。